

警察活動におけるウェアラブルカメラ活用の試行について

1 目的

職務執行に当たる警察官によるウェアラブルカメラの活用について、その効果や課題を把握するため、モデル事業を実施するもの

2 概要

(1) 地域警察活動

街頭活動に従事する地域警察官にウェアラブルカメラを装着させ、その職務の状況を撮影した映像を、①地域警察官の職務執行状況の事後的な確認、②適正な地域警察活動の確保及び③現に犯罪が行われた場合又は事故が起きた場合における証拠の保全の目的で利用するもの

- 配備予定
警視庁・大阪・福岡 計39式
- 実施期間
令和7年8月下旬以降、順次開始 3か月

(2) 交通取締活動

交通取締活動に従事する交通警察官にウェアラブルカメラを装着させ、その職務の状況を撮影した映像を、①交通指導取締りにおける警察官の職務執行状況の事後的な確認、②適正な交通指導取締りの確保及び③現に道路交通法違反等の行為が行われた場合における証拠の保全の目的で利用するもの

- 配備予定
愛知・新潟・高知 計18式
- 実施期間
令和7年8月下旬以降、順次開始 6か月

(3) 雑踏警備活動

公道、イベント会場、駅等の公共の場所において、雑踏の概観や流れを撮影した映像を、雑踏警備に際して適切な指揮を行うために当該雑踏警備に従事する者が視聴する目的で利用するもの

- 配備予定
北海道・岩手・警視庁・神奈川・石川・大阪・広島・香川・鹿児島 計19式
- 実施期間
令和7年8月下旬以降、順次開始 1年間